

保護者の皆様へ

武蔵村山市立第五中学校
校長 大野 博 史

新型コロナウイルス感染症 インフルエンザの出席停止について

児童生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条により蔓延防止と予防のために、出席停止になります。出席停止期間は欠席扱いになりません。医師や保健所の指示に従い、感染のおそれなくなる期間まで、登校を見合わせてください。

また、医療の逼迫を避けるため、今年度も下記の2つの感染症に限り医師の証明・診断書等の提出は必要ありません。登校するときに、右の「感染症罹患届」に保護者の方が必要事項を記入して学校へ提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるためマスクの着用が推奨されています。(厚生労働省のHPを御参照ください)

感染症名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

※発症日を0日とし、翌日を1日目として数えます。

切り取って提出してください

保護者記入

感染症罹患届

(新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ)

武蔵村山市立第五中学校

年 組

病 名 (いずれかに○をつけてください)

	新型コロナウイルス感染症
	インフルエンザ A 型
	インフルエンザ B 型

出席停止期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

医療機関名

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

保護者氏名

印